

# ろうきよう

●発行/労働者供給事業関連労働組合協議会(労供労組協)  
 ●発行人/ろうきよう編集委員会  
 〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F  
 TEL 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265  
 URL <http://www.union-net.or.jp/roukyo/>

## マホロバ・マインズ三浦にて、6組合17名が参加 2018秋の学習会&幹事会開催される

去る10月26日(金)、27日(土)の一泊二日で恒例の労供労組協秋の学習会&幹事会がマホロバマインズ三浦にて6組合17名参加の下、開催されました。

最初に真島議長より、「本日の学習会は、間接雇用に関わる概念と

派遣事業そして請負、それらの違い、内容をお聞きいただければと思う。昨今、非正規労働は厳しさを増しており、何とか打破していきたい。今日、明日、短い時間ではあるけれど意見交換をして、懇親を深めていただきたい。」との挨拶がありました。

学習会のテーマは「間接雇用に関わる概念と労働者供給事業」で講師は龍谷大学名誉教授の萬井隆令(よろいたかよし)先生です。萬井先生は労働者供給事業を禁止している、職業安定法(以下、職安法)第四十四条について、独自の解釈を持っている。条文は「何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業



を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。」ですが先生は「労働契約を結んでいないが、他の業者が雇っている労働者を自ら使用者であるかのように指揮命令して働かせること」と解釈しており、つまり、供給される労働者(以下、供給労働者)と供給先に雇用関係が存在すれば、それは供給ではないという解釈です。先生の解釈では、供給労働者と供給先の関係は

使用関係しかない、ということですが。

労供労組協では、発足当初から供給労働者に対して社会・労働保険(以下、社保)の適用を求めてきました。

これは、供給労働者は雇用労働者であるとの認識からであり、当時は供給組合に事業主性を求めてきました。

ですから、萬井先生の解釈は、従来の労供労組協の考えとは異なります。

まず、「供給」の概念ですが、「何らかの形で支配するものを他の下で働かせる」というのが「供給」です。そして、その供給を「業」として行えば、供給労働者と供給先との間に雇用関係がある無しは関係なく、職安法44条で禁止されている労働者供給事業にあたります。

萬井先生は、そのような解釈をしているがゆえに、厚生労働省の1970年職安局編



「改訂版」雇用対策法・職業安定法・緊急失業対策法』に掲載されている労働者供給事業の解説文章に誤りがある(供給労働者と供給先の関係に「雇用関係が成立している場合はもちろん」という記載があり、それは誤記ではないか)と主張しています。

講演の後は、労働者供給事業業務取扱要領の2つの改訂について話がありました。

改訂の一つは、今年1月1日施行の職安法改正で、45条に2項、「労働者供給事業者の責務」が追加されたことによるものです。今回の改正に向けて

2015年に厚生労働省において、雇用仲介事業者の在り方に関する検討会が開催されました。この検討会で労供労組協がヒアリングを受けた時、以前から存在する企業べつたりの「名ばかり労働組合」を排除すべく、労働者供給事業の許可要件を厳しくしてほしい、という要望を出しました。

結果は、許可要件は変えないが、許可期間中も労働組合として民主的に無料の供給事業が行われているかどうかチェックを行う、とのこと。45条に第2項が追加されました。

そのような経緯もあり、東京および大阪労働局に「名ばかり労働組合」の排除に向けた要請を行うこととし、その具体的内容について討議しました。

改訂のもう一つは、供給組合において社保適用ができることになったことです。

2015年の労働者

派遣法の改正により、それまでの専門業務26業務の考え方がなくなり、全ての業務において原則3年の期間制限が設けられました。

そして、今年の9月30日で改正から3年が経過します。

コンピュータ・ユニオンでは、供給・派遣の仕組みにより、供給労働者に社保の適用を行ってきましたが、今年、10月1日からは、その一部を供給元での社保適用の供給契約に切替えています。（詳細は後述）

二日目は、太田副議長より日雇い雇用保険に関する要請について、提案がありました。

この間、雇用保険課は労供労組協の要請については、「内容は分かっている。話をして進展はない。」とのこと。要請すら受けてくれない状況があるため、議員を通して要請を行うことにしました。

### 11月16日に大阪、19日には東京で 名ばかり労働組合の排除に向けて労働局に要請

秋の学習会&幹事会での討議を受け、学習会後の11月16日（金）に大阪労働局、翌週の19日（月）に東京労働局に「名ばかり労働組合」の排除に向けた要請を行いました。

大阪労働局では、需給調整事業第一課の立石暁郎課長補佐、同じく第二課の松原陸生係長および半田敦裕主任需給調整指導官が対応されました。

東京労働局では、需給調整事業第一課の大嶋正課長、同じく第二



東京労働局需給調整事業第一課大嶋課長に要請書を手渡す労供労組協真島議長

課の鳥谷部裕課長補佐、そして要請の窓口である企画課の宮地さんにご挨拶を行いました。

要請では、既存の労働者供給事業者について許可要件を満たしているかどうか、また、新たな指針に沿った責務が果たしているかどうかをチェックし、問題のある労働者供給事業者に対しては許可の取り消しを含む処分を行うなど厳正に対処することを求めました。

具体的には、労働組合の定期大会にオブザーバー出席し、大会議案、決算・予算書、および規約等により左記をチェックすることを求めています。

①労働組合としての運動の具体的内容を確認すること。

②労働組合運営（労働者供給事業運営を含む）が民主的に行われていること。

③無料の供給事業が行われていること。

④過度に高額な組合費が徴収されていないこと。

その後、12月27日には本庁の需給調整事業課と懇談し、大阪・東京労働局要請の報告及び同労働局における労働組合に対する調査・指導の徹底をお願いするとともに、日雇雇用保険に関する雇用保険課要請についての協力をお願いしました。

**コンピュータ・ユニオンにて  
供給元で社保適用の  
労働者供給事業始まる**

コンピュータ・ユニオンでは2001年4月より供給・派遣の仕組みの下、労働組合員に社会・労働保険の適用を行ってきました。

今年9月に労働者供給事業業務取扱要領が改訂され、供給先から組合員等が受ける賃金その他の報酬に「社会保険料及び労働保険料が含まれる」と明記されました。

今年9月30日で2015年の派遣法改正から丸3年が経ち、3年の期間制限にかかる組合員について、10月1日よりこれまでの供給・派遣から供給元であるコンピュータ・ユニオンで社会・労働保険を適用した上での供給契約に切替えました。

この供給元での社保

適用は、供給先から見れば労働者派遣と同等に見えます。（ただし、労働者派遣とは違い、供給先にも供給されている間は雇用責任が生じます。）

このことは、労働者供給が労働者派遣と同等に競争ができる基盤ができたということであり、労働事業の優位性を発揮することにより、労働者供給事業の爆発的な拡大の可能性を秘めていると言えます。

労供労組協の「派遣はダメ！労働を広めよう。」の合言葉の下、派遣に替わり、非正規労働問題を解決するための切り札である供給元社保適用の労働者供給事業の拡大を図っていきたいと思います。